

第 1 4 2 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 5 年 1 月 1 8 日（水）午前 1 0 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 5 年 1 月 1 8 日（水）午前 9 時 4 5 分
- 3 閉会の日時 令和 5 年 1 月 1 8 日（水）午前 1 0 時 3 5 分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号 岡山市東区役所 3 階 多目的ホール
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別

出席 1 0 名 欠席 1 名

	氏 名	出欠の別		氏 名	出欠の別
会長（1）	浮田 孝允	出	5	奥田 哲也	出
職務代理人（6）	岸本 博	出	7	串田 修	出
2	大森 美也子	欠	8	今東 徳雄	出
3	大森 勇二	出	9	延澤 強哉	出
4	岡本 五樹	出	1 0	雪本 泰嗣	出

6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員 中区協議会長 藤田 眞樹
 東区協議会長 岡崎 章二

事務局 担当局長 佐古 和之 参事監 真田 明彦
 総務・農政担当課長 菱川 真輔 農地担当課長 竹田 了久
 担当課長補佐 三浦 諭 農地担当係長 橋本 聡実

7 傍聴者 0 名

8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申 請 等（1）農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
 （2）農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について
 （3）農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
 （4）転用事業計画変更承認申請について
 （5）岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）
 （6）農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について
 （7）農業振興地域整備計画の変更に関する意見について（令和 4 年 8 月締分）

- 報 告（1）農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届について
 （2）農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について
 （3）農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について
 （4）農地法施行規則第 2 9 条第 1 号該当転用届について
 （5）農地改良届について

第 2 号議案 農政関係等について

申請等（１）農政関係等について

（２）その他

９ 議事録署名委員の氏名

３番 大森 勇二

９番 延澤 強哉

１０ 議事の内容

議長 みなさんご苦勞様です。それでは、ただいまから第１４２回岡山市第二農業委員会を開会します。本日の欠席は １名です。

本日の議事録署名委員を指名します。３番 大森 勇二 委員、９番 延澤 強哉 委員にお願いします。

それでは議案の審議の前に、議案の訂正等がありますか。

橋本係長 議案の訂正はありません。以上です。

議長 それでは申請等（１）農地法第３条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

三浦 議案の１ページをお開き下さい。

課長補佐 １番と２番は同時申請で、いずれも受贈による所有権移転です。同一世帯の共有者からの持分移転で受人の単独所有となります。受人世帯は現在、約７．１アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積３．０アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

議長 中区協議会の協議の模様を藤田協議会長さん、ご報告願います。

藤田推進 １番、２番の２件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に、事務局から東区の説明をお願いします。

橋本係長 ３番、増反による所有権移転です。受人は現在、約１．２ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積４．０アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

４番、増反による所有権移転です。受人は現在、約８．０アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積４．０アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

５番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約６．８ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、

技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、7番は受人が同一のため、併せて説明します。

いずれも増反による1年間の賃貸借権設定です。受人は現在、約1ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。農地所有適格法人の要件を満たすこと、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番と9番は同時申請です。

8番、交換による所有権移転です。受人は現在、約1.5ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、交換による所有権移転です。受人は現在、約80アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.6ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2ページ11番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約1.2ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.8ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、新規農による所有権移転です。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、許可後、農業委員会が定める下限面積40アールを超えることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

14番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約2.3ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働

力、技術、地域との関係をもても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

15番、増反による所有権移転です。受人は現在、28アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもても問題がないこと、許可後、農業委員会が定める下限面積30アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告をお願いします。

岡崎推進委員 3番から15番の13件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等(1)は、1番から15番までの15件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

次に、申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

三浦補佐 議案の3ページをお開き下さい。

1番、令和4年10月に農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断され、転用目的は露天駐車場です。

申請人は湯迫に居住し同所で整骨院を営んでいますが、利用者が増え、駐車場が不足しているため、自宅隣接の自己所有の申請地を露天駐車場として転用しようとするものです。

1種農地ですが、自己の所有地で、集落に接続した業務上必要な施設であり、例外的に許可が可能です。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議長 中区協議会の協議の模様を藤田協議会長さん、ご報告をお願いします。

藤田推進委員 1番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等(2)は、1番の1件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

次に、申請等（3）農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

三 浦
課長補佐

議案の4ページをお開き下さい。

1番、令和4年3月に農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場に所有権を移転します。

受人は中区江崎に事務所を置き、運送業・倉庫業を営む法人です。当該法人は現在、江崎地内に2か所の物流センターを持ち、荷物の共同集荷・共同配送を行っていますが、近年の集配量の増加により、場内の積み降ろし待ちトラックの滞留が発生し、搬出入車両の駐車場が不足してきたため、物流センター近隣の申請地を取得し、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積については、大型トラック71台などを駐車する計画であり、妥当な面積と判断されます。また被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

2番、申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は分家住宅で使用貸借権を設定します。

受人は南区福富東の賃貸住宅に家族3人で居住していますが、子どもの成長とともに家財道具が増え手狭となったため、実家近隣で、農業の手伝いをするのに都合の良い、祖母所有の申請地に分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番から8番は同じ地域ですので併せて説明します。令和4年10月に農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的はいずれも自己専用住宅に所有権を移転します。

3番、受人は北区京町の賃貸住宅に家族3人で居住していますが、子どもの成長とともに家財道具が増え手狭となったため、申請人（妻）の勤務先に近く、子どもの通園や通学にも都合の良い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

4番、受人は中区中井三丁目の賃貸住宅に家族3人で居住していますが、子どもの成長とともに家財道具が増え手狭となったため、現住居近隣で生活環境の変わらない申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

5番、受人は中区今在家の賃貸住宅に家族4人で居住していますが、子どもの成長とともに家財道具が増え手狭となったため、現住居近隣で生活環境の変わらない申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

6番、受人は中区関の賃貸住宅に家族3人で居住していますが、子どもの成長とともに家財道具が増え手狭となったため、現住居近隣で生活環境の変わらない申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

7番、受人は赤磐市桜が丘東の賃貸住宅に家族3人で居住していますが、子どもの成長とともに家財道具が増え手狭となったため、申請人（妻）の実家近隣で、お互い助け合って生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

8番、受人は中区中島の賃貸住宅に家族4人で居住していますが、子どもの成長とともに家財道具が増え手狭となったため、申請人の実家近隣で、お互い助け合って生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番から11番は同じ地域ですので併せて説明します。申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的はいずれも自己専用住宅で所有権を移転します。

9番、受人は北区京橋南町の賃貸住宅に家族4人で居住していますが、子どもの成長とともに家財道具が増え手狭となったため、申請人（夫）の親族が近隣に居住し、協力して生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

10番、受人は中区湊の賃貸住宅に居住していますが、子どもが生まれ、家財道具が増え手狭となったため、現住居から近く、生活環境の変わらない申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

11番、受人は東区宍甘の賃貸住宅に居住していますが、子どもが生まれ、家財道具が増え手狭となったため、受それぞれ通勤に交通至便な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12番から19番は同じ地域ですので併せて説明します。令和4年10月に農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的はいずれも自己専用住宅で所有権を移転します。

12番、受人は中区高屋の賃貸住宅に家族3人で居住していますが、子どもの成長とともに家財道具が増え手狭となったため、現住居や実家近隣で生活環境の変わらない申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

13番、受人は中区円山の賃貸住宅に夫婦で居住していますが、子どもを出産予定で、家財道具が増え手狭となったため、妻の勤務先近隣で都合の良い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

14番、受人は中区赤田の賃貸住宅に夫婦で居住していますが、子どもを出産予定で、家財道具が増え手狭となったため、現住居や実家近隣で生活環境の変わらない申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

15番、受人は中区中井の持ち家に家族5人で居住していますが、都市計画道路竹田升田線整備のため現住居を立ち退くこととなり、現住居や妻の勤務先近隣で生

活環境の変わらない申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

16番、受人は中区中井二丁目の賃貸住宅に家族3人で居住していますが、子どもの成長とともに家財道具が増え手狭となったため、現住居や実家近隣で生活環境の変わらない申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

17番、受人は中区中井三丁目の賃貸住宅に家族3人で居住していますが、子どもの成長とともに家財道具が増え手狭となったため、現住居近隣で生活環境の変わらない申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

18番、受人は中区清水の賃貸住宅に家族3人で居住していますが、子どもの成長とともに家財道具が増え手狭となったため、現住居や勤務先近隣で生活環境の変わらない申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

19番、受人は中区赤田の賃貸住宅に家族5人で居住していますが、子どもの成長とともに家財道具が増え手狭となったため、現住居や申請人（妻）の勤務先近隣で生活環境の変わらない申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

20番、令和4年10月に農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場で所有権を移転します。

受人は南区浦安南町に店舗を置き、自動車販売業を営む法人です。業績が好調で既存の駐車場が手狭となったため、法人代表者の実家近隣で管理が容易であり、また店舗との行き来にも都合の良い申請地を取得し、露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

21番から24番は同じ地域ですので併せて説明します。令和4年10月に農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的はいずれも自己専用住宅で所有権を移転します。

21番、受人は南区千鳥町の賃貸住宅に家族4人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭となったため、妻の実家近隣で、協力して生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

22番、受人は中区平井七丁目の賃貸住宅に夫婦で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭となったため、申請人（妻）の実家近隣で、協力して生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

23番、受人は南区新保の賃貸住宅に家族3人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭となったため、妻の勤務先近隣で都合の良い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

24番、受人は中区桑野の賃貸住宅に家族6人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭となったため、勤務先近隣で都合の良い申請地に自己専用住宅を建築しようとする

るものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議長 中区協議会の協議の模様を藤田協議会長さん、ご報告願います。

藤田推進委員 1番から24番の24件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等(3)は、1番から24番までの24件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

なお、1番は転用面積が3,000平方メートルを超えていますので、1月30日開催の県農業会議に諮問し、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。

次に、申請等(4)転用事業計画変更承認申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

三浦課長補佐 議案8ページをお開きください。

1番、転用事業者の変更となります。当初計画者は令和4年3月に自己専用住宅を転用目的として許可を受けましたが、資金の融資が受けられなくなり建築を断念したものです。承継者は中区福泊の賃貸住宅に家族で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭となったため、申請人(夫)の実家や夫婦の勤務先近隣の申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議長 中区協議会の協議の模様を藤田協議会長さん、ご報告願います。

藤田推進委員 1番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおり承認意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等(4)は、1番の1件を承認と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

次に、申請等(5)岡山市農用地利用集積計画の決定について、所有権の移転を審議します。事務局から説明をお願いします。

橋本係長

今回の利用集積計画について説明します。

申請等（５）（所有権の移転）については、東区分９ページ１番の１件で、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、農地の所有者から財団への所有権移転です。

計画内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられ、東区協議会では原案どおり決定意見となっています。

以上です。

議 長
全 員
議 長

ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

ありません。

それでは、申請等（５）の岡山市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定とします。

次に、申請等（６）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届け出について、事務局から説明をお願いします。

三 浦
課長補佐

１０ページ１番から１４ページ１９番までの１９件で、権利取得の事由は、すべて相続、権利の種類は所有権が１８件、賃借権が１件で、内容をご覧のとおりです。あっせん等の希望はありません。各地区協議会ではすべて受理意見となっています。

以上です。

議 長
全 員
議 長

ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

ありません。

それでは、申請等（６）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届け出について、１番から１９番の１９件を受理と決定します。

次に、別紙の申請等（７）農業振興地域整備計画の変更に関する意見についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

橋本係長

別紙、第１号議案、申請等（７）農業振興地域整備計画の変更に関する意見について説明します。岡山地域分については本日お配りしたものをご覧ください。

令和４年８月とりまとめ分で、内容についてはご覧のとおりです。委員さんからご意見をいただき、農林水産課と協議を行った結果、取下げの１件を除くすべての案件について変更計画案がまとまり、農林水産課より最終の意見照会がありました。各地区協議会でご意見をいただいた結果、変更計画案は適当であるとの意見となっています。

議 長
全 員
議 長
全 員
議 長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

ありません。

それでは、申請等（７）については、原案は適当であるとの意見でよろしいか。

ありません。

それでは、そのように決定します。

次に、報告について、事務局から説明をお願いします。

三 浦
課長補佐

報告（１）農地法第４条第１項第８号の規定による転用届については、１５ページ１番から５番の５件で、転用目的は共同住宅１件、進入路１件、進入路及び住宅敷地１件、露天駐車場１件、自己住宅１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）農地法第５条第１項第７号の規定による転用届については、１６ページ１番から１８ページ１３番の１３件で、転用目的は分譲住宅地７件、住宅用地３件、店舗１件、事務所用地１件、露天駐車場１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については、１９ページ１番から２０ページ１３番の１３件です。解約理由は耕作目的１２件、転用目的１件で、離作料は記載のとおりです。

報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、２１ページ１番、の１件です。内容は農業用通路１件です。

報告（５）農地改良届については、２２ページ１番から３番の３件で、内容は普通野菜畑２件、果樹園、普通野菜畑１件です。

以上です。

議 長
全 員

これらの報告について、ご質問はありませんか。

ありません。

議 長

何もないようでしたら、以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして第２号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事 務 局

第２号議案について資料に従い説明。

議 長

第２号議案、農政関係等について事務局から説明がありました。これについて委員の方から何かご意見はありませんか。

全 員

ありません。

議 長

以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

最後に何かご意見等がありますか。

全 員

ありません。

岸本職務

それでは、他にご意見等がなければこれで終わりにしたいと思います。本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。

これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前 時 分

以上の議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員